

東住吉区生涯学習推進団体連絡会議 開催要綱

(目的)

第1条 東住吉区における生涯学習の推進にあたり、地域活動の視点から生涯学習施策にかかる意見を聴取するため、東住吉区生涯学習推進団体連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。

(構成)

第2条 会議は、別表に掲げる団体をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、東住吉区役所区民企画課長（以下「区民企画課長」という。）が隨時、課題に応じて別表に掲げる団体から必要に応じ招集して行う。

2 区民企画課長が必要と認めるときは、別表に掲げる団体以外にも関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、東住吉区役所区民企画課において行う。

(細目)

第5条 この要綱に定めるものの他、連絡会議の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

《別表》

(順不同)

団体名

- 1 東住吉区地域振興会
- 2 東住吉区人権啓発推進員連絡会
- 3 東住吉区老人クラブ連合会
- 4 東住吉区生涯学習推進員連絡会
- 5 東住吉区体育厚生協会
- 6 東住吉区スポーツ推進委員協議会
- 7 東住吉区青少年指導員協議会
- 8 東住吉区青少年福祉委員協議会
- 9 東住吉区こども会育成連合会
- 10 東住吉区P T A協議会